

コーションプレートの様式

Form of caution plates

1. **適応範囲** この規格は、自動車（2輪車を除く）の構成部分につける注意喚起表示（以下コーションプレートと称する）を設計する際に、設計者がガイドラインとすべきコーションプレートの様式（書き方、配色、字体、文体、用字と用語、数字と単位記号、文字の大きさ、言語、位置）を規定する。

備考 この規格の引用規格を次に示す。

JIS Z 8202 量記号及び単位記号

JIS Z 8701 色の表示方法

JASO Z 201 自動車用用語通則

2. **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- a) **コーションプレート** 取り扱い者が自動車を普通に扱っている時でも、取り扱いを誤った（守らなかった）場合、取り扱い者に被害を与える恐れが予見され、かつ合理的な範囲で実現可能な予防技術（自動車の設計上の工夫）が確立されていない場合につけるもので、被害の性質、被害の深刻さ、被害の予防方法を取り扱い者に伝える表示。
- b) **普通の取り扱い** 走行前と走行途中の点検や整備、自動車が走行可能な道路上での運転や同乗。
- c) **危機** 取り扱いを誤った（守らなかった）場合に被害発生の原因となりうる事象。
- d) **被害** 死亡、人身傷害（重傷、中傷、軽傷）、物的損害。
- e) **予見** 設計者が過去の事例や合理的な思考から、現在の設計に対して行なった予測や予想。
- f) **合理的な範囲で実現可能な予防技術** 広く一般に入手可能な工業技術（設計仕様、製造技術、原材料など）により、無理なく達成できる設計上の工夫。

3. **形状及び寸法** コーションプレートの形状及び寸法は、車両もしくは構成部分の個別の事情によって、取り付ける範囲の制約条件が異なるので特に定めない。

4. 表示要領

4. 1 **書き方** コーションプレートの書き方は、シグナル区画、表示絵区画、説明文区画の三つの区画を単独、又は組み合わせて構成する。

また、シグナル区画、表示絵区画、説明文区画は、取扱説明表示や整備要領表示に内包して表示してもよい。

- a) **3区画式** シグナル区画、表示絵区画、説明文区画の三つの区画で構成する。ただし、これら三つの区画の配置については、構成部分の個別の事情により取り付け範囲の制約条件が異なるので特に定めないが、**図1**に合わせる事が望ましい。
- b) **2区画式** シグナル区画に説明文区画、又は表示絵区画の二つの区画で構成する。ただし、これら二つの区画の配置については、構成部分の個別の事情により取り付け範囲の制約条件が異なるので特に定めない。**図2**に合わせる事が望ましい。
- c) **1区画式** 表示絵区画のみで構成する。